

消防広第 400 号  
令和 7 年 12 月 11 日

各都道府県総務部長 殿（市町村担当課扱い）  
都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁広域応援室長

指定都市以外の市町村が負担する緊急消防援助隊の活動経費に係る財政措置について

消防庁長官の求めにより出動した緊急消防援助隊の活動に要した経費（以下「活動経費」という。）については、受援した市町村が負担することとされています。

このうち、指定都市を除く市町村（以下「受援側自治体」という。）が負担する活動経費については、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「振興協会」という。）が消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）として、受援側自治体に代わって応援側の都道府県・市町村に交付しており、指定都市が負担する活動経費については、特別交付税により措置してきたところです。

近年、災害の頻発化・激甚化・多様化に伴い、活動経費が増加していく傾向があることから、今後も安定的に受援側自治体が財政的負担の懸念なく緊急消防援助隊を要請できるよう、令和 7 年以降に生じた緊急消防援助隊の活動経費については、指定都市と同様に受援側自治体に対して特別交付税を措置することとしました。

つきましては、受援側自治体が負担する活動経費につきましては、下記に基づき手続きを行っていただきますようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 受援側自治体が負担する活動経費に対する財政措置

1 月から 12 月の間に生じた緊急消防援助隊の活動経費について、翌年 3 月に受援側自治体に対して特別交付税を措置（措置率 0.8）する。（現行の指定都市に対する特別交付税措置と同様）

なお、残る2割の負担については、振興協会から交付金が交付される。

## 2 手続き（別紙1参照）

- (1) 受援側自治体は、別紙2「一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」及び別紙3「消防広域応援交付金交付細則」に基づき、振興協会に交付金の交付申請を行う（別紙1①）とともに、応援側の都道府県・市町村に対し、実績報告書を振興協会へ提出するよう依頼する。（別紙1②）
- (2) 応援側の都道府県・市町村は、別紙2「一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」及び別紙3「消防広域応援交付金交付細則」に基づき、実績報告書を振興協会に提出する。（別紙1③）
- (3) 振興協会は、提出された実績報告書の精査を行うとともに、消防庁に精査内容を報告する。（別紙1④⑤）
- (4) 消防庁は、必要に応じて振興協会と連携して活動経費の精査等を行い（別紙1④⑤）、その結果を受援側自治体及び応援側の都道府県・市町村に通知する。（別紙1⑥⑦）
- (5) 受援側自治体は、消防庁の通知に基づき、特別交付税の基礎数値照会へ回答するとともに、応援側の都道府県・市町村に対して、活動経費を支払う。（別紙1⑧）
- (6) 振興協会は、活動経費の2割相当額について、受援側自治体に交付金を交付する。（別紙1⑨）

## 3 その他

- (1) 受援した市町村が複数ある場合の活動経費の負担按分について  
一つの緊急消防援助隊が複数の市町村で活動した場合の活動経費は、その都度消防庁で受援側の市町村と調整して按分方法を示す予定であり、受援側自治体ごとに按分し、上記2(2)の実績報告書と合わせて振興協会に報告すること。
- (2) 受援側が指定都市の場合における活動経費の負担について  
指定都市が受援した場合における活動経費の負担については、従前のとおり特別交付税により措置される。（交付金の対象とはならない。）
- (3) 広域航空応援に係る活動経費について  
受援自治体が負担する広域航空応援に係る費用については、従前のとおり、振興協会から応援側の都道府県・市町村に対して交付金が交付される。
- (4) 活動経費の対象範囲について  
活動経費の対象範囲については、変更はない。

【事務担当】

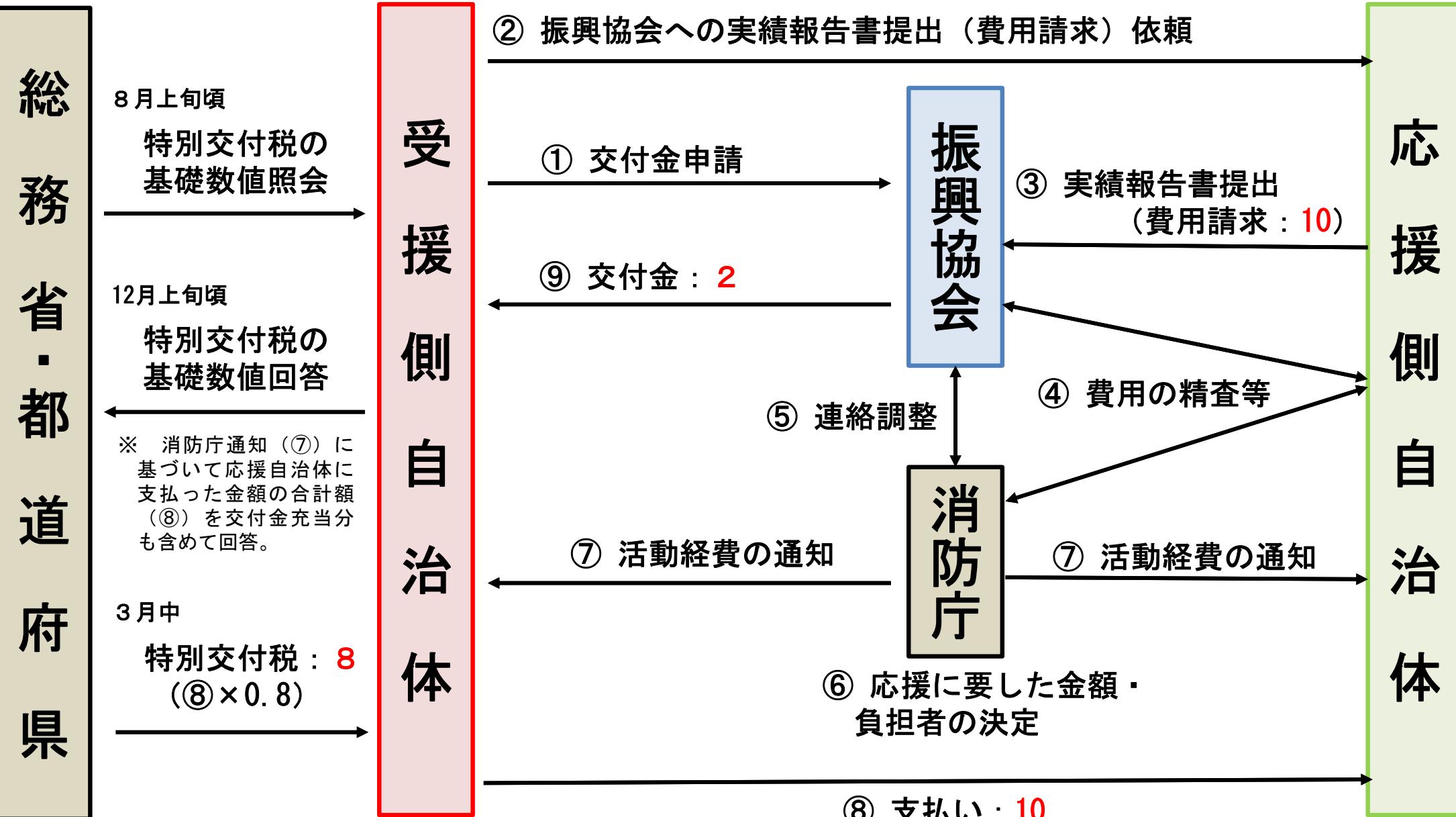
消防庁広域応援室 岡田・田中・小出・宮島・三原

TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

E-mail [kouiki-kikaku@ml.soumu.go.jp](mailto:kouiki-kikaku@ml.soumu.go.jp)

# 見直し後の緊急消防援助隊(求め出動)の活動経費に係る事務フロー 別紙1

※応援に要した経費 : 10



# 一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程

昭和 62 年	2月 27 日	規程第 26 号
改正 平成 3 年	6月 27 日	規程第 40 号
改正 平成 6 年	8月 17 日	規程第 59 号
改正 平成 9 年	2月 24 日	規程第 62 号
改正 平成 17 年	2月 24 日	規程第 76 号
改正 平成 18 年	6月 23 日	規程第 81 号
改正 平成 25 年	3月 19 日	規程第 103 号
改正 平成 26 年	6月 12 日	規程第 16 号
改正 令和 7 年 1 月 11 日		規程第 32 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）が交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、広域航空消防応援とは、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が回転翼航空機を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援を要請した場合における当該応援をいう。

## (交付金の目的)

第3条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、都道府県の区域を越えて消防機関の応援（以下「消防応援」という。）を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もつて被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

## (対象とする災害)

第4条 交付金の交付の対象となる災害は、地震、風水害、林野火災等の大規模な災害又は高層建築物火災、コンビナート火災等の特殊な災害であって、法第44条の規定により、消防庁長官が消防応援につき、必要な措置をとったものとする。

## (申請)

第5条 前条に規定する災害が発生した市町村のうち、都道府県の区域を越えて緊急消防援助隊による消防応援を受けた市町村は、協会に対し、交付金の交付を申請することができる。

2 前条に規定する災害が発生した市町村のうち、都道府県の区域を越えて広域航空消防応援（緊急消防援助隊による場合を除く。以下同じ。）を受けた市町村は、協会に対し、当該応援を行った都道府県又は市町村（以下「応援団体」という。）に交付金の交付をすることを申請することができる。

## (交付金の交付)

第6条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、次の区分により、交付金を交付するものとする。ただし、法第44条第5項の規定に基づき消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用のうち、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条の規定により国が負担する経費については、交付金の交付対象から除くものとする。

- 一 前条第一項の申請があったときは、当該申請をした市町村に交付金を交付するものとする。
  - 二 前条第二項の申請があったときは、応援団体に交付金を交付するものとする。
- 2 交付金の額は、次のとおりとする。
- 一 前項第一号に係るものにあっては、緊急消防援助隊の活動に要した費用に0.2を乗じて得

た額の範囲内において理事長が定める。

二 前項第二号に係るものにあっては、広域航空消防応援の規模、活動内容、応援日数等に応じて予算の範囲内で理事長が定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成3年6月27日規40）

この規程は、平成3年6月27日から施行し、同日以降に交付する交付金に適用する。

#### 附 則（平成6年8月17日規59）

この規程は、平成6年9月1日から施行し、平成6年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

#### 附 則（平成9年2月24日規62）

この規程は、平成9年2月24日から施行する。

#### 附 則（平成17年2月24日規76）

この規程は、平成17年2月25日から施行する。

#### 附 則（平成18年6月23日規81）

この規程は、平成18年6月23日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

#### 附 則（平成25年3月19日規103）

この規程は、平成25年3月19日から施行する。

#### 附 則（平成26年6月12日規16）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和7年12月11日規32）

この規程は、令和7年12月11日から施行し、令和7年1月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

## 消防広域応援交付金交付細則

	昭和 62年	4月 1日
改正	平成 6年	8月 17日
改正	平成 17年	1月 19日
改正	平成 25年	3月 19日
改正	平成 26年	6月 12日
改正	平成 27年	4月 24日
改正	令和 7年	1月 11日

### (趣旨)

第1条 この細則は、一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（昭和62年規程第26号。次条において「規程」という。）第7条の規定に基づき、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）が交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 規程第5条に規定する消防応援を受けた市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「受援市町村」という。）の申請は、次のとおり行うものとする。

- 一 規程第5条第1項に規定する緊急消防援助隊による消防応援を受けた受援市町村は、様式第1号の1及び様式第2号により申請するものとする。
- 二 規程第5条第2項に規定する広域航空消防応援を受けた受援市町村は、様式第1号の2及び様式第2号により申請するものとする。
- 2 前項の申請を行った受援市町村は、緊急消防援助隊による消防応援又は広域航空消防応援をした都道府県又は市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援団体」という。）に交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

### (応援団体の報告)

第3条 前条第2項の通知を受けた応援団体は、様式第3号及び様式第4号により消防広域応援の内容等を協会に報告するものとする。

### (交付決定の通知)

第4条 協会は、交付金の交付を決定したときは、次のとおり、その旨を通知するものとする。

- 一 第2条第1項第1号の申請があったときは、受援市町村に交付決定の通知をするものとする。
- 二 第2条第1項第2項の申請があったときは、応援団体に交付決定の通知をするものとする。

### (指定口座の通知)

第5条 前条の通知を受けた受援市町村又は応援団体は、協会へ指定する金融機関の口座を通知するものとする。

### (交付金の交付)

第6条 協会は、前条の指定する金融機関の口座の通知があったときは、交付金を交付するものとする。また、第2条第1項第2号の申請を行った受援市町村に対しては、応援団体に交付金を交付したときは、その旨を通知するものとする。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則（平成6年8月17日改正）

この細則は、平成6年9月1日から施行し、平成6年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

附 則（平成17年1月19日改正）

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日改正）

この細則は、平成25年3月19日から施行する。

附 則（平成26年6月12日改正）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月24日改正）

この細則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（令和7年12月11日改正）

この細則は、令和7年12月11日から施行し、令和7年1月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。